

## 令和2年度第2回青森市入札監視委員会 会議概要

### ○開催日時

令和2年11月13日（金） 午前10時00分～午前11時30分

### ○開催場所

青森市急病センター棟2階 入札室

### ○出席委員

委員長	塩谷	未知
委員長職務代理者	磯	裕一郎
委員	蝦名	和美
委員	緑川	芳順

### ○事務局

三上 智幸（総務部参事契約課長事務取扱）

小山内 孝育（総務部契約課主幹）

西村 公誠（浪岡事務所総務課主幹）

ほか総務部契約課、浪岡事務所総務課、農林水産部中央卸売市場管理課、経済部観光課、浪岡事務所健康福祉課、環境部八重田浄化センター職員

### ○議事

#### 1 開会

#### 2 会議

##### (1) 報告事項

##### ①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
○ 令和2年度から低入札価格調査制度の数値的判断基準を引き上げたが、失格となる価格で入札する業者は増えたか。	○ 数値的判断基準の直接工事費に対する86/100、共通仮設費と現場管理費に対する80/100、一般管理費に対する43/100の割合は公表されている数値であり、業者は積算したうえで入札していることから、失格が極端に増えたということはない。

○ 1者との随意契約で落札率が100%にならないのはなぜか。	○ 予定価格は事前に徴した参考見積書を基に市が設定するが、必ずしも参考見積書と同額の見積書の提出があるとは限らない。
○ 一般競争入札の平均落札率が上昇した要因はあるのか。	○ 工事によっては直接工事費の割合が高いものもあるが、直接工事費に上昇の傾向があり、結果として最低制限価格及び平均落札率が上昇したものと考えられる。

## ②指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
○ No.1の事案について、市で安全管理に関する指導は行っているのか。	○ 業務の内容や仕様による。市の登録業者であれば、業務についての専門性は有しているため、基本的な安全管理は自らが行っているものと認識している。
○ 指名停止する期間の長短はどのように決めているのか。	○ 「青森市競争入札参加資格業者指名停止要領運用基準」で要件ごとに運用基準・期間を規定している。
○ No.2の事案について、当該業者が無届で施工したのは民間の工事か。	○ 民間の工事であり、企業局水道部から契約課に報告があったものである。

## (2) 審議事項

### ①抽出事案(その1)について

『青森市中央卸売市場青果低温倉庫低温設備改修工事』(条件付き一般競争入札・総合評価落札方式)

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
○ 入札参加業者数が1者のみだったのは理由があるのか。	○ 入札参加希望者には、入札前に設計図書の貸与を行っており、本案件の場合は5者から設計図書の貸与の申し込みがあったことから、これらの5者は入札参加を検討したものと考えられるが、開札の結果、1者の入札参加だったものであり、各業者の判断によるものと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計図書の貸与とあるが、市で設計図書を作成しているのか。請負業者が作成するのではないのか。</li> <li>○ 改修工事とあるが、どのような改修なのか。入札に参加した業者しかできない工事ではないのか。</li> <li>○ この設備は設置してから何年経過しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の工事設計担当課の技術職員が作成する場合と、設計業者に委託する場合がある。</li> <li>○ 本工事は冷媒交換を行うための改修であり、1者しか対応できない工事ではないものと認識している。</li> <li>○ 平成14年に設置しているので、18年経過している。</li> </ul>
---	---

## ②抽出事案（その2）について

### 『田代平湿原木道改修（2-2）工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予定価格が2千5百万円台で、同等額その他工事と比べて工事日数が89日と短い理由は何か。</li> <li>○ 待避所の設置工事とのことだが、待避所の既製品はあるのか。</li> <li>○ 1円単位まで入札金額が複数の業者で一致するのはなぜなのか。</li> <li>○ 最低制限価格と同額の入札に弊害はないと考えるが間違いはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木道の案内板10基の制作と設置、待避所6基の設置の必要な期間を考慮した工期であり、88日で完成しているものである。</li> <li>○ 待避所は2m×3.6mぐらいの大きさだが、既製品はなく、ヒバ材を使用して現場で作製する。</li> <li>○ 積算の基礎となる労務単価・資材単価等や算定方法を定めた積算基準書が青森県から公表されていること、また、工事費の積算ソフトが流通しており、試算を重ね、積算能力を向上させていることにより、土木工事等においては、市の設計金額と同額の積算をすることが可能であると考えられる。</li> <li>○ 同額であっても弊害はない。最低制限価格がなければ、価格競争が激化し、ダンピング受注を招くので、それを防止するため、最低制限価格を設けている。</li> </ul>

### ③抽出事案（その3）について

#### 『健康の森花岡プラザ井水深井戸水中ポンプ交換工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の工事に比べ入札参加業者数が少なく、落札率が99.79%と高いのはなぜか。</li> <li>○ 指名に対して辞退すると、次回の入札に影響があったり、指名されにくくなるといったことはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本入札は、最低制限価格の予定価格に対する割合が高く、予定価格の制限の範囲が狭い案件であったこと。入札を行った4者のうち、2者が最低制限価格を下回る入札であり、残り2者中1者は予定価格と同額であり、結果として予定価格の99.79%で入札を行った業者が落札したものである。</li> <li>○ 影響等はない。</li> </ul>

### ④抽出事案（その4）について

#### 『八重田浄化センターNo.2雨水ポンプ長寿命化工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7千万円を超える予定価格であるが、競争入札ではなく随意契約で行われているのはなぜか。</li> <li>○ 一者随契で今後も改修工事を続けるのか。新しいポンプに交換することはないのか。</li> <li>○ 本工事について、改修業務を唯一施工可能な業者が倒産等した場合はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備の構造・機能の専門性から特定の者と契約しなければ、当該工事を施工することができず、競争入札には適さないためである。</li> <li>○ 都度、改修か交換かコストの比較をしており、交換したほうがコストが有利となった場合は交換を検討する。</li> <li>○ 部品調達や改修等ができなくなった場合は、新設を検討することとなり、この場合、仕様を満たすポンプ設置工事を施工可能な者による競争入札を行うこととなるものとする。</li> </ul>

(3) その他

①青森市入札監視委員会委員の任期及び次回会議の開催日程について

現委員の任期が令和3年6月5日までであることと、次回会議は新委員の選任状況を踏まえ調整することを確認した。

4 閉会